

令和元年度第二回松戸市入札監視委員会 議事録

1. 日時 令和2年1月24日（金曜日） 午前9時30分から午前11時15分
2. 場所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
3. 出席者 <委員> 本多委員長・西山副委員長・村山委員
<事務局> 石井契約課長
<審議案件担当課> 建築保全課・スポーツ課・河川清流課・道路建設課・
地域福祉課・下水道整備課・街づくり課・廃棄物対策課
4. 傍聴人 0人
5. 議題
 - 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
 - 2 前回委員会においての質問事項に関する報告
 - 3 入札及び契約の手続の運用状況報告
 - 4 指名停止の運用状況報告
 - 5 抽出事案審議
6. 議事の概要
 - (1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員に西山委員を選出した。
 - (2) 委員会の傍聴について
委員会の承認により、傍聴人のある場合は傍聴を認める。
 - (3) 前回委員会においての質問事項に関する報告

発言者	発言内容
本多委員長 契約課長	次に、議題2に移ります。 前回の委員会においての質問事項に関する報告を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。 それでは、事務局よりご説明をさせていただきたいと思います。 議題2の前回委員会においての質問事項に関する報告につきまして、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。 資料の1ページをお開きいただけますでしょうか。 前回、村山委員より、工事関連業務委託の随意契約の案件におきまして、審議の際に随意契約のもととなる案件の資格要件はどのようなになっているかのご質問をいただいております。 内容につきましては、資料の2ページ、3ページに、前回のご質

本多委員長	<p>間をいただいたところの議事録を添付してございます。</p> <p>こちらにつきまして、報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>(資料1ページ読み上げる。)</p> <p>ただいまの報告について、何かご質問はございますか。</p> <p>なければ、次に、議題3のほうに移らせていただきます。</p> <p>入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
-------	--

(4) 入札及び契約の手続の運用状況報告

発言者	発言内容
契約課長 本多委員長	<p>(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>低入札価格調査案件につきましては、抽出案件にもなっているということですよ。</p>
契約課長 本多委員長	<p>はい。</p> <p>後ほど、その際に何かあれば、ご質問お願いいたします。</p> <p>次に、議題の4、指名停止の運用状況報告を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

(5) 指名停止の運用状況報告

発言者	発言内容
契約課長 本多委員長	<p>(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>ただいまの報告について、何か質問ございますか。</p> <p>村山委員、お願いします。</p>
村山委員	<p>5番の工期内に工事を完成させることができずってということだったんですが、工期はいつからいつまでだったんでしょうか。</p>
契約課長 本多委員長	<p>こちらの案件でございますが、平成30年12月1日から31年4月26日まででございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに何か質問等ございますか。</p> <p>では、ないようですので、次に、議題5の抽出事案の審議を議題とします。</p>

事務局より説明をお願いします。

(6) 抽出事案審議

発言者	発言内容
契約課長	(審議案件1について資料を基に説明)
本多委員長	それでは、この案件について、何かご質問等はございますか。
西山委員	西山委員、お願いします。
西山委員	対象事業者数が256者という一方で、申請者数が3者となっております。対象に比べて申請するのは極端に少なくなっているんですけども、この辺の差が出た要因というのは、どの辺にあるとお考えでしょうか。
建築保全課	ちなみに対象事業者数が県内ですと28者、市内ですと2者というのが対象になっているんですけども、参加する業者の数をなるべく多く受け付けたく、全国に広げたくてですけども、こういった結果になってしまった次第なんです。
本多委員長	西山委員、それについて何かありますか。
西山委員	例えば、資格要件に厳しいものがあつたとか。
建築保全課	資格要件的には、一般的な事務所ビル等のエレベーターの要件を満たしているもので、人と物を乗せるものですので、安全性等を大変重視し、設置した後のメンテナンスとかも重要視した要件に設定をさせていただいたところです。
本多委員長	ほかにご質問等ございますでしょうか。
村山委員	村山委員、お願いします。
村山委員	今の入札参加資格の関連なんですけれども、今回のこの工事自体の規格、エレベーターの規格というんですか、これは、定員が何人以上とか、速度どれぐらい、1分あたり何メートル以上という、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。それ見合いの数字が、この資格要件にしてあるのかなという意味での確認です。
建築保全課	そもそも新築で建てられた後の改修工事になりますので、既設のものとの条件が変わらない形という形で、こちらのほう、設置をさせていただいているわけです。
村山委員	既設のものの定員が何人なのか、速度はどれぐらいなのかということをお教えいただきたいと思います。

建築保全課	既設の要件に関しまして、後ほど資料のほうを提出させていただくような形で大丈夫ですか。
建築保全課	今、申しわけございません、既設のほうの図面のほうを用意してまいっておりますので。
本多委員長	では、後ほど検討していただくということでよろしくお願ひします。
村山委員	はい、どうぞ。 すみません。今の入札参加資格って、一般的な事務所ビルにあるものをということなんですけれども、中身的には、ただ、過去10年以内の公共工事に限定しているんですが、それは、規格的にも一般的な事務所ビルとって、民間でもいいのかなという感じはあるんですが、それは何か。
建築保全課	先ほど回答で、一般的なというのは、建物の構造的な一般的なというところで答えさせていただいたんですけれども、あくまでも今、設置しようとしている建物に関しては、中央保健センターという公共のビル、健康推進課と子ども家庭相談課の在籍している公的なビルですので、今まで公設を条件としていまして、過去も一般的にエレベーターの改修工事をさせていただいたときの仕様として、こういった形で書かせていただいたんですけれども。
本多委員長	村山委員、いかがですか。 もう少し、違う決め方とか。
村山委員	先ほどの西山委員の、3者しか結局手が挙がってこなかったということで、もうちょっと資格要件的に柔軟にしてという意味で質問させていただいたんですけれども、公共の建物と一般の建物ということで、違いがあるという。どうしてもやっぱり公共というのに絞らないとならないというのがあるのであれば、こういうふうなところだと思っただけですが、そういった意味合いです。
本多委員長	私のほうから、ちょっと今の質問に関連してなんですけれども、要は、村山委員としては、一般のものと公共のものと、別に機能とかそういった面では全く差がないのに、公共に絞った理由が知りたいということ。
村山委員	そうですね。それで、なかなか手を挙げてこないというようなところにもつながってしまうかなという。

<p>建築保全課</p>	<p>回答させていただきます。</p> <p>公共のほうに絞らせていただいたというのも、私ども、公共工事のほうの設計を行いまして、積算上も、公共工事の積算基準というのがございまして、そちらのほうにのっって積算をさせていただいているところです。</p> <p>大変申しわけないんですけれども、民間のほうの積算の把握はしていないところで、公共というところで積算の根拠が一応ございまして、そちらのほうで見積もらせていただいて、そちらのほう、今回こういった形の入札、ほかの入札もそうなんですけれども、させていただいているところのルール上のところで、公共の仕様という形で、一応うたわせていただいているところです。</p> <p>それが、委員さんのほうで、縛られてきてしまうという要件の中の1つなのではないかというご意見という形ですか。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>これを、もし公共工事というところの要件を外したら、どういった問題が生じるんでしょうか。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>申しわけございません。今まで実証がないので、今ここで回答することができません。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>そういったことも含めて、またちょっと、後ほどご回答いただければと思います。</p> <p>私のほうからちょっと、長くなって申しわけないんですけれども、今の点に関してちょっとお伺いしたいんですけれども、1つには、やはり要件をすごく広くしているから、256者も対象事業者の数がふえていますけれども、実際には、松戸市とその隣の市ぐらいからしか、要は、近いところの業者しか入札してこなかったということですか。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>今回の日立ビルシステム、三菱電機ビルテクノサービスは、近隣の市ではないです。日立は柏ですね、三菱は。</p> <p>三菱はわかりません。</p>
<p>本多委員長 契約課長</p>	<p>先ほど、3者のうち、何か2者が市内とはおっしゃって……</p> <p>すみません。この3者さんとも、松戸市内に事業所はございません。</p> <p>先ほど、256者のうち、県内で28者、松戸市内で2者いるということございまして、松戸市内の業者さんのほうからは申し込みが</p>

<p>本多委員長</p>	<p>ございませんでした。</p> <p>では、3者で、ここは、日立ビルシステムさんは柏ってこちらに書いてありまして、あとの2者は、ちょっとどちらにあるかわからない。</p>
<p>契約課長</p>	<p>そうです。松戸市内の事業者さんではございません。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>この256者というのは、要は、日本全国。</p>
<p>契約課長</p>	<p>松戸市の入札参加名簿に登載されているうちの対象となる、事業者さんが256。ですので、地域要件を絞っておりませんので、対象といたしましては、日本全国という形になります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>この件について、ほかに何か質問ございますか。</p> <p>ないようでしたら、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>2番目の案件について、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件2について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ただいまの案件につきまして、何か質問等ございますか。</p> <p>では、私のほうから、1点質問させていただきます。</p> <p>今回のように、先ほどの案件もそうだったんですが、低入札価格で失格の案件が出てきた場合に、それを逆に、本当にこの金額を失格とかの要件にしてよかったのかというフィードバックみたいなことはしているんですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>失格になった案件についてですか。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>先ほど、ちょっと戻っちゃうんですけども、1つ目の案件で失格になったのは、フジテックさんという会社だったようなんですけども、割と規模が大きい会社なのかなと思ひまして、だから、単に想像なんですけれども、しっかりした工事であっても、そういう計画をもって入札しても、価格でやはり切られてしまうということが、当然低入札価格という制度がある以上はあると思うんですけども、果たしてその金額がそれで妥当だったのかという、逆に、せっかく低い価格で入札してくれたのに、それを失格にしちゃうわけですから、そのフィードバックということはしていらっしゃるのかなのかなという、今後に生かすためにです。</p>
<p>契約課長</p>	<p>まず、低い金額の入札を排除する制度につきましては、2つございます。1つは、最低制限価格という制度です。もう一つは、低入札調査価格という制度でございます。</p>

最低制限価格制度につきましては、5,000万円未満の工事につきまして適用させていただいております。ですので、先ほどの案件につきましては、2,000万円台でしたので、この最低制限価格制度で該当させていただいています。

この場合、最低制限価格を下回る入札の場合は、無条件で失格となります。

それについてのフィードバックということかなと思います。

あと、低入札のほうもご説明させていただきますと、これは、調査基準価格を下回ったとしても、調査の上、契約するかどうかを判断させていただいておりますので、委員長のおっしゃるフィードバック的なものとか考えるというのは、この調査で出てきたときに、その内容を審査した上でということになりますので、こちらのほうは特に問題はないのかなと考えているところです。最低制限価格のほうで申し上げますと、まず、5,000万円未満という、そんなに大規模な工事ではないものにつきまして、適用させていただいております。

これにつきましても、まず、市のほうで金抜き設計図書を提示いたしまして、公共の積算基準に基づいた設計をしております。失格となる条件につきましても、最低制限価格の条件というのは、市のほうで公表しておりますので、それに基づいて入札をしてきていただいていると。

きちんとその制度を理解して、設計図書をきちんと見る能力があれば、その最低制限価格を下回るような入札は出ないのではないかと。要するに、積算上、そこの積算の能力的なものというのも、多少影響してきてしまうのではないかなというところは、あると考えております。

ですので、ちょっとこの最低制限価格を下回るものにつきまして、フィードバックというのも検討しなければいけないというふうには考えておりますが、入札参加者のそれぞれの会社の営業方針はあるかと思うんですが、きちんと積算ができているかどうかというところの目安の部分もございまして、そういうところで判断をさせていただいております。

ちょっとお答えになっているかどうかわからないんですけど

<p>本多委員長</p>	<p>も。</p> <p>いえいえ、よくわかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何か質問等ございますか。</p> <p>では、なければ、次の案件に。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件3について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>この案件について、何か質問等ございますか。</p> <p>村山委員、お願いします。</p>
<p>村山委員</p>	<p>無資格理由の説明ということで、技術者の配置ができないために申請取り下げというのがあるんですけども、これは、どのタイミングで申請の取り下げというのをするのでしょうか。次のページのところでは、もうこの者って入っていないんですけども。</p>
<p>契約課長</p>	<p>申請の取り下げ自体につきましては、申請をしてから、例えば、申請期間内とか、入札参加資格の結果通知があるときとか、要するに、開札の前までは取り下げ、辞退ということができるようになっております。</p>
<p>村山委員</p>	<p>何か入札しますというふうな意思表示みたいなきがまずあって。</p>
<p>契約課長</p>	<p>最初に、この入札に参加したいということで、一般競争入札、この案件は総合評価方式なんですけど、そちらのほうの申し込みが、最初になされます。</p> <p>その後、入札の開始前までに、例えば、その会社の何らかの理由で取り下げというのになされる場合があります。もしくは、入札書に辞退という形で、入札書を提出するという場合もございます。</p> <p>そのような辞退の中で、今回の事業者につきましては、入札の段階で辞退という形になってございます。</p>
<p>村山委員</p>	<p>すみません。この企業の技術力であるとか、配置予定技術者とか審査するところがあるんですけども、この者というのは、こういったものは一切出していないということですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>この案件につきまして、官製談合防止の観点から、技術資料の提出と入札書を同時に提出する同時提出型という案件でございまして、入札書を出す段階での辞退ということでしたので、資料のほうも含めまして、提出にはなってございません。</p>

本多委員長	<p>ほかに質問等ございますか。</p> <p>私のほうから、2枚目の調書のほうに、上国興業の0点というのは、どういう解釈でしょうか。</p>
契約課長	<p>入札に参加したいということで手を挙げたわけなんですけど、結局技術資料等、辞退ということで一切書類は提出されませんでしたので、点数をつけなかったということで、ゼロというふうな記載をさせていただきます。</p>
本多委員長	<p>すみません、私がちょっと。はい、わかりました。</p>
西山委員	<p>この書類の読み方として、3者申請者がありました。で、無資格がそのうちの1者ありました。入札参加者数2者あった、野村さんと上国さんで、上国のほうが書類の提出がなかったということですか。</p>
契約課長	<p>技術者の、はい。取り下げとなっております。</p>
本多委員長	<p>すみません。無資格者数が、この2者のうちの1者なのか、それとも、資格審査申請者数の3者から、無資格者数が1者出たから2者になったのかが、ちょっとよくわからないんですけども。</p>
契約課	<p>総合評価というのは、企業の技術力と、あと配置する予定技術者の技術力とを加えて評定するんですけども、最初に無資格で出てきた1者というのは、最初に申請で出された配置予定技術者が、大きな工事なので、専任工事になるわけなんですけれども、恐らくほかの工事に張りついていたのか、ぎりぎりですら配置ができないというのが確認できたときには、やっぱり辞退してもらえないので。</p> <p>当初3者の申し込みがございました。そのうち1者が、入札前に技術者の配置ができないので取り下げました。で、残りが2者になりました。ですので、無資格者は1者という形です。</p> <p>そして、その2者のうち、1者が辞退してしまいましたので、この後ろの表のほうは、1社だけが入札の金額と点数が入っているという状況になっています。</p>
本多委員長	<p>そうしますと、結果的にはになっちゃうんですけども、競争がなかったということになりますか。</p>
契約課長	<p>まず、一般競争入札であることで、その時点で、競争者がいるというふうに、競争の原理は働いていると思います。</p>

<p>本多委員長</p>	<p>入札書を投函するときには辞退ということですので、相手方が、どこが入札に参加しているかわからないという、業者さんの側はそういう形になっています。</p> <p>そこで入札で金額を入れるということは、自分がその契約をしたという、競争をした上で、ライバルがいるんだらうな、そのライバルに勝つには、どういうふうな金額で入れたら勝てるかな、ということで札を入れますので、その意味から申し上げますと、競争性は発揮されているというふうに考えております。</p> <p>ほかに質問等ございますか。</p> <p>なければ、この案件は終わりということで、次の案件をお願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件4について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>本件について、何か質問等はございますか。</p> <p>西山委員、お願いします。</p>
<p>西山委員</p>	<p>指名業者31者で、実際に参加した業者数が6ということで、辞退者数が25者あるんですけれども、指名競争の場合で、辞退数がこのぐらい多いというのは、結構ある事案なんでしょうか、それとも、この工事特有に辞退者が多く出たということなんでしょうか。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>工事の性格上、今回の工事につきましては、夜間の工事ということが挙げられるのが1つと、あと、また国道との交差点の直近の工事でございますので、交通量が多いだとか、規制が難しいとかで、工事の難易度が少し高いのかなと。</p> <p>そういったところで、端的に言いますと、夜間の工事が多いことで、下請業者の確保が難しかったりだとか、先ほど言いましたように、交差点直近の工事でありますので工事の難易度が高い、そういったところから、辞退される会社が今回に関しては多かったと認識しております。</p>
<p>西山委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何か質問ございますか。</p> <p>では、この案件もこれで終わります。</p> <p>では、次の案件、お願いいたします。</p>
<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p>	<p>(審議案件5について資料を基に説明)</p> <p>本件について、質問等はございますか。</p>

<p>西山委員</p>	<p>西山委員、お願いします。</p> <p>今回の案件は、火葬炉2基ということなんですけれども、何基あって2基なんですか。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>10基ございまして、今回は、そのうちの2基ということでございます。</p>
<p>西山委員</p> <p>本多委員長</p>	<p>ローテーションして、変えていくということですね。</p> <p>ほかに質問等ございますか。</p>
<p>村山委員</p>	<p>村山委員、お願いします。</p> <p>この別紙1のほうなんですけれども、随契理由のところ、極めて特殊な構造というふうなことで、この業者に負託しているということなんだと思うんですけれども、もともとの設置するときの発注のときの仕様というのが、こういったものをつくってくださいということで発注して、今回これが完成して、運用されているんだと思うんですが、もともとのロストル式ってつくったときに、何者ぐらい手を挙げてきていたのかというのが。そうすると、その者というのは、これをやり得る者なのかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>こちらの炉の関係なんですけれども、平成元年に改修工事をしまして、大きく改修工事をしまして、こちらの炉になっております。</p> <p>そのときとしましては、恐らく安価で長寿命化が図れるということで、恐らくこの炉の様式を採用したと認識はしているんですけれども、この炉に対する工事ができる会社が当時何者だったかというところ、大変申しわけございません、ちょっと記憶がなく、申しわけない。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>煉工やれる業者も、今、3つほどしかございまして、近隣の市町村であれば、ここでご提示されている宮本工業所と、フジコウギョウという会社の2者でほとんど埋められているような状況ですので、現況から察すると、当時やらせていただいた業者も、さほど多くなかったのかなというところが推測されます。</p>
<p>本多委員長</p> <p>西山委員</p>	<p>西山委員、お願いします。</p> <p>ちょっと入札の関係からは離れてしまうかもしれないんですけれども、れんがが特殊なものだということを書いてありまして、納入業者が限られると思うんですね。</p>

<p>地域福祉課</p>	<p>今後、ローテーションして改修工事をやっていく中で、れんがの確保というのは大丈夫なのかなという心配があるんですが、例えば、その納入業者が倒産してしまっていて、材料の確保ができなくなってしまうたら、結果的にコストが高くなってしまいうんじゃないかというリスクがあるのかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのかなというのが、ちょっと気になったところ。</p> <p>改修工事に当たっては、中期計画のような、長期的なものを立てさせていただいて、寿命的なものも計算入れた上で、施工業者につくっていただいている現状がございます。</p> <p>委員、今ご指摘ございました倒産の可能性というのは、当然ゼロではないところではあります、そういった場合には、ほかのところにも事情をお話しした上で、工事期間の先延ばしというわけではないんですけども、こういった設計のものを提示した上で、つくれるかどうかの検討から始めなければいけないかなというふうに考えております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに質問等ございますか。</p> <p>私のほうから質問させていただきたいんですけども、全部で10個あるんでしたっけ。ほかは、全部方式が違うんですか。</p>
<p>地域福祉課 本多委員長</p>	<p>いえ、全く一緒のものが10基。</p> <p>そうすると、常に宮本工業所さんに依頼して、ローテーションで改修していくということになるんですか。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>先ほどうちの者からお話しあった、平成元年度に10基というところのものがあるんですけども、その部分は全て宮本工業所につくっていただいているところなので、一括で全て行うことが困難ですので、年2個というところでやらせていただいているというところでございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>もう一個なんですけれども、この説明書に書いてあるところの真ん中ぐらいで、松戸市の火葬炉専用が開発したということなんですけれども、そうすると、唯一の、ほかのどこにもないれんがということになるんでしょうか。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>これは火葬業者に聞いた話ですけども、基本的な構造というのは、形がほぼ一緒なんですけれども、そこを削ったり、加工する技術というのがどうしても必要になってくると。そうすると、火葬炉</p>

	<p>の建っている土地や形状というところに合わせたつくり方をどうしてもしていかなくちゃいけないと伺っていますので、どうしても特殊な構造をとらざるを得ない備品が出てくるところになります。</p>
本多委員長	<p>あと、先ほど、宮本工業所さんが近隣のおっしゃったんですけども、これだけ見ちゃうと、所在地富山県となっているんですけども。</p>
地域福祉課	<p>近隣というのは、近隣の火葬場というところになります。近隣の火葬場の施設の施工業者が、宮本工業所とフジコウギョウというところの2カ所がほとんどというところですよ。</p>
本多委員長	<p>わかりました。</p> <p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>では、次の案件、お願いします。</p>
契約課長	<p>(審議案件6について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>本件について、質問等はございますか。</p> <p>村山委員、お願いします。</p>
村山委員	<p>先ほどもあったんですけども、このくじ引きというのは、どういうふうを実施されるのかについて、教えてください。</p>
契約課長	<p>電子入札になっておりまして、入札参加者は、入札金額を入力した際に、くじ引きになったときのための数字を入力するようになっております。</p> <p>簡単に申し上げますと、入札参加者が、あらかじめ数字を入れます、くじになった場合に備えてですね。あと、投函したときの時間、それを足す計算をいたします。その後、くじ対象者数でそれを割ります。それで出てきた数字で誰が落札者になるかという形で決めますので、ほかからの意思が入り込む余地はない状態になります。</p> <p>みんな電子でやっていますので、いつ入札したか、入札参加者が何者いるのかというのは、入札参加者には一切わからない状態になっています。そのうえで、先ほど申し上げました計算がありますので、誰かの意思が介在して、この人を選ぶということはできないという形になっております。</p>
本多委員長	<p>ほかに何か質問ございますか。</p>

<p>西山委員</p>	<p>西山委員、お願いします。</p> <p>結果及び経過書を見ますと、1番から15番までの業者さんが同じ金額で、ほかの業者さんもほぼ同じ、何万までは差がない金額とお見受けするんですけども、この業務は、会社によって金額のぶれが出にくいようなものだったという理解でよろしいですか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>そうですね。まず、最低制限価格を出してきた業者さんがこれだけ多いという1つの理由は、設計書、積算のほうは結構シンプルな積算になっておりまして、全ての工種、あるいは労務単価、全て千葉県の方で公表されております。なので、設計書のとおり積算をしていけば、おのずと設計額が算出できるという形になっております。</p> <p>それを算出できれば、公示している最低制限価格の比率ですね、それを掛けていけば、ほぼほぼ、計算間違いがない限りは、公募最低制限価格が算出できるものとなっております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>私から、その点について質問させていただきたいんですけども、このような状態になるということは、そうしますと、あらかじめ予測ができたということなんでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>くじ引きがこれだけ多くなるということでしょうか。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ええ。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>そうですね。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何か質問ありますか。</p> <p>では、この案件はこれで。</p> <p>次の案件お願いします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件7について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>本件につきまして、何か質問等はございますか。</p> <p>村山委員、お願いします。</p>
<p>村山委員</p>	<p>事業概要の内容と、あと入札参加資格の概要にあるプライバシーマーク認証取得、これの関連性というんですか、その点について教えていただけますでしょうか。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>合意形成支援業務につきましては、地元で説明会をやったり、個人情報絡む関係で、プライバシーマークの取得をこの参加資格に入れさせていただいているというところがございます。</p>

本多委員長	ほかに何か質問等はございますか。
契約課長	(審議案件8について資料を基に説明)
本多委員長	本件について、質問等はございますか。
西山委員	西山委員、お願いします。 この業務は、リサイクルプラザ発注者支援業務委託と密接不可分のものだと読めるんですけども、密接不可分なら、当初の随意契約のところに含めて契約できたとは思いますが、その辺、あえて分けたというのは、何からですか。
廃棄物対策課	前年度行いました、(仮称)リサイクルプラザ発注者支援業務委託なんですが、こちらは、入札で行っております。前年度入札で行いまして、平成30年度にこのリサイクルプラザ発注者支援業務委託というものが終わる予定でした。 しかし、そのリサイクルプラザ整備事業自体の入札が中止になりましたことによりまして、一部の業務が後ろにずれることになってしまったと。その一部の業務というのは、今年度発注させていただいた、このその2の業務になりますので、随意契約で発注させていただいたというところです。
本多委員長	ほかに質問等はございますか。 私から1点、すみません。 ちょっと、いま一つリサイクルプラザというのがわかっていないので、概要を説明していただけますか。
廃棄物対策課	現在、松戸市、ごみの分別といたしまして、燃やせるごみ以外のごみ、資源ごみとか陶磁器、ガラスなどのごみ・粗大ごみがあるんですが、それを今、日暮クリーンセンター、和名ヶ谷クリーンセンター、資源リサイクルセンターという、3カ所で処理しております。これを、1カ所で処理するため。また、粗大ごみというものが、大体1カ所で処理したりするものなんですが、松戸市は、木製でしたらこちら、プラスチックでしたらこちら、金属でしたらこちらという形で分かれておりましたので、それらを集約するセンターをつくり、より資源化を進めていきたいという形で、今、建設を進めております。
本多委員長	それで、最終的に、発注者というのは1者になるんですか。

契約課長	<p>発注者は松戸市です。松戸市が、そのリサイクルプラザを建設するために、業者さんに建設工事を発注いたします。それについて、支援をしていただくという業務です。</p>
本多委員長	<p>つくるものが特殊なだけに、発注自体が特殊な知識であったり、そういったものが必要で、松戸市の中では、それがちょっと補えないので、専門的知識を持っているところに支援してもらおうということですか。</p>
廃棄物対策課	<p>そういう内容になります。</p>
本多委員長	<p>ほかに何か質問等はございますか。</p> <p>なければ、結構です。</p> <p>では、これで審議は終わらせていただいて、全て終了になりましたので、事務局のほうから何か連絡事項などがございましたら、お願いいたします。</p>
契約課長	<p>委員の皆様、お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。先ほどのエレベーターの件なんですが、調べましたので、ご報告をさせていただきます。</p>
建築保全課	<p>先ほど、席を外させていただいて、既設のほう調べさせていただきました。</p> <p>すみません、すぐに即答できませんで。</p> <p>既設のほうのエレベーターの条件は、13人乗りの、時速が45メートルパーミニッツ、1分で45メートル上がりますというもので、全体の荷重としましては900キロ、これが既設です。</p> <p>もう一度申し上げます。13人乗りで、45メートルパーミニッツつてあるんですけれども、1分間の間に45メートル上がります。全体の総重量としては900キログラムが対応できるというエレベーターを、既設で設けておりました。</p> <p>すみません、申しわけないです、即答できませんで、申しわけないです。</p>
契約課長	<p>以上で、本日の審議、全て終了したということになります。</p> <p>本日は、貴重なご審議いただきまして、ありがとうございました。</p>